

太陽光発電事業の環境影響評価条例の対象事業への追加について

〔令和2年10月19日〕
環 境 保 全 課

1 要旨

- 太陽光発電事業については、土砂災害や景観等の環境保全上の懸念が生じているため、令和2年4月1日付けで環境影響評価法施行令が改正され、新たに環境影響評価法の対象事業に追加された。
- 今回の法改正を踏まえ、法の対象とならない小規模の事業のうち、法と一体となって環境保全への配慮が必要となる事業について、環境影響評価条例施行規則を改正し、条例の対象事業に追加する。

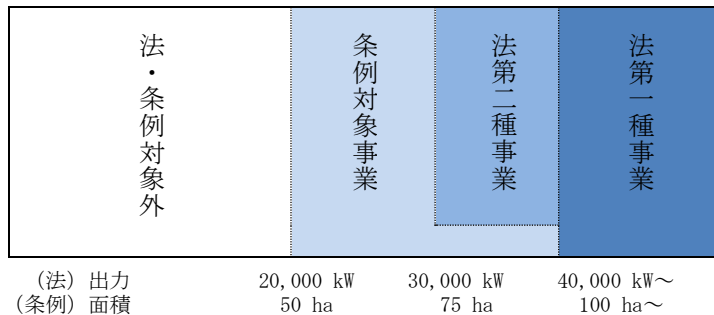
2 対象となる事業規模等

[環境影響評価法]

- 新たに対象となる太陽光発電事業の規模は、第一種事業*については出力40,000 kW以上、第二種事業*については出力30,000 kW～40,000 kWとされている。

[広島県環境影響評価に関する条例施行規則]

- 対象となる事業規模は、これまで、法第一種事業の50%としていることから、太陽光発電事業においても同様とし、出力40,000 kWは開発面積100 haに相当することから、開発面積50 ha以上を対象とする。



(※)

法第一種事業：環境影響評価を必ず行う事業

法第二種事業：環境影響評価の可否を個別に判断する事業

(出力と面積の関係は概ね比例関係)

- ・ 太陽光発電事業による環境影響は、主に土地造成によるものであることから、条例では開発面積 (ha) を指標とする。
- ・ 条例の対象事業のうち工業団地の造成等の他の土地造成事業についての規模要件も開発面積50 ha以上としている。
- ・ 他自治体においても規模要件を50 ha以上としている事例が最も多い。

3 今後の予定

- 告示 令和2年10月下旬
- 施行 令和3年4月1日

環境影響評価法・環境影響評価条例の対象事業一覧

対象事業種	条例対象規模	環境影響評価法の対象事業	
		第一種事業	第二種事業
1 道路			
高速自動車国道	—	すべて	—
指定都市高速道路	—	4車線以上	—
一般国道	4車線 5km以上	4車線 10km以上	7.5km以上 10km未満
県道	4車線 5km以上	—	—
市町村道	4車線 5km以上	—	—
道路交通法の道路	4車線 5km以上	—	—
林道	10km以上	幅員 6.5m 20km以上	15km以上 20km未満
2 河川			
ダム	貯水区域 50ha以上	貯水区域 100ha以上	75ha以上 100ha未満
堰	湛水区域 50ha以上	湛水区域 100ha以上	75ha以上 100ha未満
放水路	改変区域 50ha以上	改変区域 100ha以上	75ha以上 100ha未満
湖沼水位調節施設	—	改変区域 100ha以上	75ha以上 100ha未満
3 鉄道・軌道			
新幹線	—	すべて	—
鉄道	すべて (改良は 5km以上)	10km以上 (鉄輪)	7.5km以上 10km未満
軌道	すべて (改良は 5km以上)	10km以上 (鉄輪)	7.5km以上 10km未満
4 飛行場	すべて (延長は 250m以上)	滑走路 2500m以上	1875m以上 2500m未満
5 発電所			
水力発電所	出力 1.5万 kw以上	出力 3万 kw以上	2.25万 kw以上 3万 kw未満
火力発電所 (地熱を除く)	出力 7.5万 kw以上	出力 15万 kw以上	11.25万 kw以上 15万 kw未満
火力発電所 (地熱)	—	出力 1万 kw以上	0.75万 kw以上 1万 kw未満
原子力発電所	—	すべて	—
太陽電池発電所	50ha以上	出力 4万 kw以上	3万 kw以上 4万 kw未満
風力発電所	出力 0.5万 kw以上	出力 1万 kw以上	0.75万 kw以上 1万 kw未満
6 廃棄物処理施設			
ごみ焼却施設	処理能力 8t/h以上	—	—
し尿処理施設	処理能力 150kl/日以上	—	—
産業廃棄物焼却施設	処理能力 8t/h以上	—	—
最終処分場	埋立面積 10ha以上	埋立面積 30ha以上	25ha以上 30ha未満
7 公有水面の埋立・干拓	25ha (15ha ※注1) 以上	50haを超えるもの	40ha以上 50ha以下
8 下水道終末処理場	処理人口 10万人以上	—	—
9 土地区画整理事業	50ha以上	100ha以上	75ha以上 100ha未満
10 新住宅市街地開発事業	50ha以上	100ha以上	75ha以上 100ha未満
11 住宅団地の造成	50ha以上	100ha以上 (独立行政法人)	75ha以上 100ha未満
12 工業団地の造成	50ha以上又は燃料使用量等一定以上 ※注2	100ha以上 (近郊整備法)	75ha以上 100ha未満 (近郊整備法)
13 工場又は事業場の建設	50ha以上又は燃料使用量等一定以上 ※注2	—	—
14 流通業務団地造成事業	50ha以上	100ha以上	75ha以上 100ha未満
15 複合開発用地の造成事業	50ha以上	—	—
16 レクリエーション施設等の建設			
レクリエーション施設の建設	50ha以上	—	—
ゴルフ場	20ha以上	—	—
スキー場	20ha以上	—	—
17 土石の採取	20ha以上	—	—
18 港湾計画	150ha以上	300ha以上	—

注1 重要港湾区域内の埋立であって、①鳥類等の生息環境としての干潟を有し、景観が優れ、又は地形等が貴重である自然海浜に係るもの又は②食料品製造業、石油・石炭製品製造業等の工場が立地するもの

注2 製造業、ガス供給業又は熱供給業に係るものであって、使用する燃料の合計が重油換算で 15kl/h 以上又は日平均排水量が 1万 m³/日以上のもの